

【参考資料】

議案第18号 朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

危機管理室

1 改正概要

「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)」が、令和6年12月27日に公布されたことに伴い、「朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」の一部を改正するものです。

2 改正内容

本議案は、朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に定める退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するものです。

3 施行日 令和7年4月1日

担当  
危機管理室危機管理係  
電話048-463-1788